

# 重要

学 事 第 2 2 4 2 号  
令和 2 年 (2020 年) 2 月 19 日

各私立学校設置者  
各私立幼稚園長  
各私立学校長  
各私立専修・各種学校長  
様

北海道総務部法務・法人局学事課長

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省から事務連絡がありましたのでお知らせします。  
各学校におかれましては、文部科学省と厚生労働省が協議の上、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の対応について、次のとおり取りまとめられましたので、適切に対応して下さい。

## 記

(2月18日時点)

### 【発生情報の学校等への連絡について】

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、学校の設置者及び学校と情報を共有する。

### 【出席停止の措置及び臨時休業の判断について】

- 2 校長は、当該児童生徒等に対して、治癒するまでの間、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条の出席停止の措置を取る。また、学校の設置者及び学校は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
- 3 都道府県は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、学校の設置者に対し、学校の全部または一部の臨時休業を要請する。  
また、都道府県は、感染のおそれがある児童生徒等について、必要と認めた場合には、校長に対し、出席停止の措置を取るよう要請する。

- 4 都道府県から臨時休業の要請がない場合であっても、学校の設置者は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、学校において多数の発症者がいる場合などには、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休業を行うことができる。 その場合には休業等に伴う学習面への影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県と相談の上、判断することが重要である。

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

企画幼稚園グループ  
中高専修学校グループ